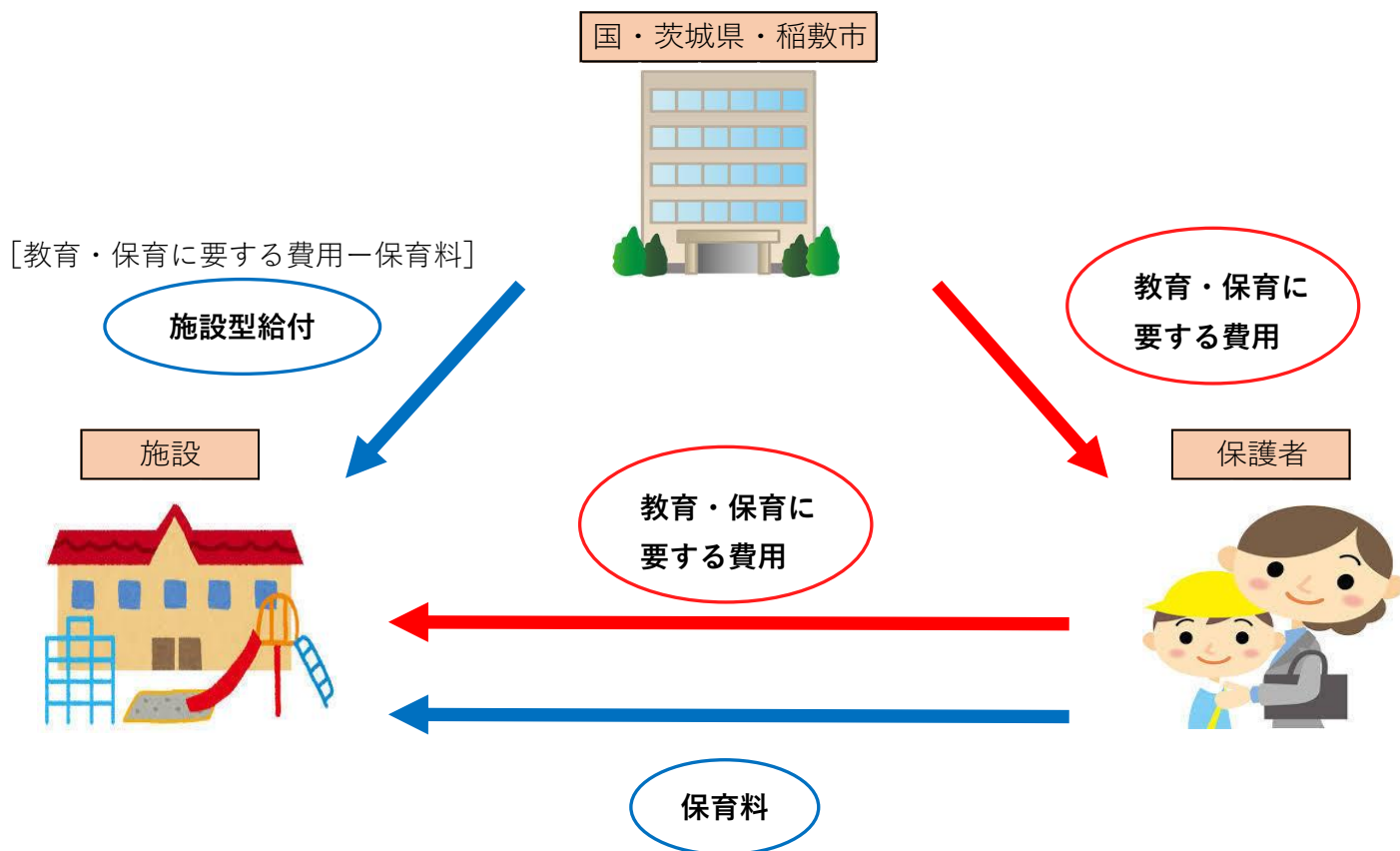


【法定代理受領のしくみ】

平成27年4月1日に施行された、子ども・子育て支援新制度により「施設型給付」が創設され、市町村の確認を受けた施設・事業に対して、国・県・市が財政支援を保障しています。

これを受けて、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付費においては、支給認定を受けた者が対象施設を利用した場合に、施設等が教育・保育に要する費用の全部もしくは一部を、個人給付として国・県・市が利用者（保護者）へ支払う制度となっております（下図の赤い矢印部分）。

ただし、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、実際は保護者の皆さまは保育料を施設に支払い、残りを施設型給付費として国・県・市から施設へ直接支払われます（下図の青い矢印部分）。このしくみを「法定代理受領」といいます。



◆国で定める「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」第14条に基づき、法定代理受領した施設型給付費の額を保護者の皆さまに通知することが定められていますので、別添のとおりお知らせいたします。

この通知に基づいた保護者の皆さまへの追加徴収などはありません。

◆私立保育所(園)に対しては、市が保護者の皆さまから保育料を徴収し、教育・保育に要する費用の全額を委託費として支払っています。（法定代理受領ではなく、通知の対象外です）